

注意事項

- ・ 確認書の返送前に、単身世帯の世帯主が亡くなった場合は支給対象外です。
- ・ 修正申告等で令和6年度が課税となった場合は、本給付金の対象外となるため、返還を求める場合があります。
定額減税・調整給付金の対象となる可能性があるため、コールセンター(078-771-7201)へご連絡ください。
- ・ 世帯主への給付と子ども加算は同一口座に振り込みます。別口座への振込はできません。
※振込名目は異なります。
①世帯主への給付
コウベシクラシエンリンジトクベツキュウフキン
②子ども加算
コドモ.コウベシクラシエンリンジトクベツキュウフキン
※振込日が①と②で異なる場合があります。
- ・ 申請期限を過ぎた場合は、給付金を受け取ることはできません。
必ず期限までに手続きを終えてください。
(WEB)令和6年9月11日中 (郵送)令和6年9月11日消印有効
- ・ 確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。
また、意図的に虚偽の確認・申請をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。



それ、詐欺かもしれません!

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取に注意!

「振り込み詐欺」や「個人情報の搾取」にはご注意ください。神戸市からは、
●ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすること
●支給のための手数料の振込を求めること
●クレジットカードや預金通帳をお預かりすること
●暗証番号を教えてほしいということは

絶対にありません。

不審な電話、郵便、メールが届いたら、最寄りの警察署(または警察相談専用電話 #9110)にご連絡ください。

お問い合わせ先

給付金・定額減税 コールセンター

TEL : 078-771-7201

〈受付時間〉8:45~17:30(土日祝日を除く)

耳や言葉の不自由な方のご相談はこちら
(該当しない方の利用はご遠慮ください)

FAX : 078-771-5285

Eメールアドレス:

kobe_rinjitokubetu_kyufukin@os.tempstaff.jp

最新の情報はこちらから
ご確認ください。

神戸市暮らし支援臨時特別給付金

検索



Foreign language information is available on the website.

神戸市 暮らし支援臨時特別給付金のご案内

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金)

令和6年度の住民税の課税状況に基づき、1世帯あたり10万円に加え、18歳以下の対象児童に対して1人あたり5万円を支給します。「WEB(e-KOBE*24時間申請可能)での手続き」または「この確認書の返送」がない場合、給付金が支給されません。

同封の確認書表面右上の**確認書(お問い合わせ)番号**をお控えください。

※申請後、支給状況照会ホームページで確認書(お問い合わせ)番号を入力すると、支給状況がわかります。

確認書(お問い合わせ)番号



〔支給状況照会はこちら〕

支給要件

区役所・市役所に相談窓口は設置していません。

〈対象となる世帯〉

- ①基準日(令和6年6月3日)において、神戸市の住民基本台帳に記録されている世帯であること
- ②世帯の全員が、令和6年度住民税非課税もしくは均等割のみ課税であること
- ③世帯の全員が、住民税均等割が課されている他の親族等(子・親等)の扶養を受けていないこと
- ④世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- ⑤基準日時点の世帯に、令和5年度住民税非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付(10万円)の対象となった世帯主が含まれていないこと
※修正申告等で令和5年度の課税状況が非課税もしくは均等割のみ課税となった場合も対象外となります。
※令和5年度の給付金を「死亡した世帯主に代わり、受給された方」は今回の給付の対象外となります。(一部例外あり)
- ⑥(子ども加算の場合)令和5年度住民税非課税もしくは住民税均等割のみ課税世帯への子ども加算(5万円)を受給した児童ではないこと

〈対象となる児童〉

- ①基準日(令和6年6月3日)において、給付対象世帯の世帯主と同一世帯となっている18歳以下の児童
※18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童(平成18年4月2日生まれ以降)
- ②令和5年度住民税非課税・住民税均等割のみ課税世帯への子ども加算(5万円)を受給した児童ではないこと
- ③令和6年6月4日から令和6年9月11日までに生まれた新生児
※世帯主が扶養していない児童がいた場合、原則当該児童分を世帯主へ支給することはできません。
※住民票住所が異なる児童を扶養している場合、コールセンター(078-771-7201)へご連絡ください。
※確認書の提出までに新生児が生まれた場合等、確認書に印字がされていない児童がいる場合は、追記をして返送してください。(審査の結果、対象外となる場合があります。)
※確認書提出以降、令和6年9月11日までに新生児が生まれた(予定含む)場合もコールセンターへご連絡ください。
※新生児が生まれた場合は、生まれた世帯の課税状況により支給可否を判断します。
※基準日(令和6年6月3日)以降、他都市へ転出した場合、転出日以降は神戸市で生まれたことを把握できないため、別途書類が必要となります。詳しくはコールセンターへご連絡ください。

- 受給権者 支給要件を満たす世帯の世帯主
- 給付金額 1世帯につき10万円 ※同一世帯に18歳以下の児童がいる場合、対象児童1人あたり5万円が加算されます。
- 支給方法 WEB申請時もしくは確認書で指定した銀行口座への振込
- 申請締切日 (WEB)令和6年9月11日中 (郵送)令和6年9月11日消印有効
※なんらかの事由により指定された支給口座への振込が完了せず、かつ、令和6年9月30日までに、支給対象者(代理人も含みます)に連絡・確認できない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。

給付手続き

いずれかの方法で手続きしてください。

WEBによる手続き

「e-KOBE(神戸市スマート申請システム)」による申請方法
詳細は、中面「給付までのながれ」①を参照ください。

郵送による手続き

同封の確認書に記入し、郵送する方法
詳細は、中面「給付までのながれ」②を参照ください。

給付までのながれ 以下①②いずれかの方法で手続きしてください。

下記の事項を確認の上、神戸市暮らし支援臨時特別給付金の給付手続きを行ってください。

- 受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振込が完了せず、かつ、令和6年9月30日までに、受給権者(代理人も含みます)に連絡・確認できない場合には、当該給付手続きが取り下げられたものとみなします。
- 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。

① WEB(e-KOBE)による手続き

※ログインし、手続きを行ってください。

お手元に「確認書」をご準備の上、右記二次元コードから申請にお進みください。

- e-KOBEの利用が初めての方は新規登録が必要ですのでご注意ください。
- e-KOBEの画面右上にある「新規登録」ボタンを押して登録してください。



■システムの案内に従って入力を進めてください。

■確認書表面右上に記載の確認書(お問い合わせ)番号の入力が必要です。

■新たに振込先口座の登録又は確認書に記載の口座から変更が必要な場合は下記書類のアップロードが必要です。

- a 本人確認書類*
- b 振込口座が確認できる書類
- c 代理人の本人確認書類*【代理人の口座に振り込みを希望される場合のみ】

※住所変更がある場合、変更後の住所が分かる面もアップロードしてください。

手続き締切日

令和6年9月11日中

② 郵送による手続き

■確認書表面に印字されている
口座に振込を希望される方

必要なもの

- 確認書

提出(郵送)

- 確認書表面に自署および連絡先等をご記入いただき、返信用封筒にて送付してください。

■確認書表面に口座が印字されていないまたは、印字されている口座以外の口座に振込を希望される方

必要なもの

- 確認書(裏面も必ず確認し、記載してください)
- 世帯主の本人確認書類のコピー*
- 振込口座が確認できる書類のコピー

＋
口座名義が世帯主と異なる場合

- 代理受給する方の本人確認書類のコピー*
- ※住所変更がある場合、変更後の住所が分かる面のコピーも添付ください。

提出(郵送)

- 確認書に必要な事項を記入し、必要書類とともに返信用封筒にて送付してください。

返送締切日

令和6年9月11日消印有効

確認書もしくはWEB申請の内容に不備がなければ、申請受付後1ヶ月程度で指定した銀行口座へ振り込みます。

- ※申請開始直後は多数の返信が予想されるため、受付から振込まで1ヶ月以上かかる場合があります。
- ※不備がある場合は、お手紙もしくはメール(WEB手続きの場合のみ)にてご連絡いたしますので、ご対応をお願いします。なお、電話番号の記載がある場合は、お電話でご連絡する場合があります。

確認書記入方法

記入例【表面】

1 世帯主(受給権者) 基準日(令和6年6月3日)において、神戸市の住民基本台帳に登録されている方

令和6年 6月30日時点 世帯主氏名 神戸 太郎	住所 650-8507 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5-1
生年月日 平成12年12月31日	

■子ども加算対象児童 令和6年6月3日時点で神戸市に住民登録されている児童を印字しています。扶養していない児童の場合は二重線で取り消してください。本確認書の提出までに新生児が生まれた場合等、下記にお名前がない場合はコールセンター(078-771-7201)までご連絡ください。

No.	氏名	生年月日
1	神戸 真知子	平成●●年●●月17日
2	神戸 花子	平成●●年●●月14日
3	神戸 一郎	平成●●年●●月7日
4	神戸 英	平成●●年●●月17日
5	-----	-----
6	神戸 道子	令和●●年●●月●●日
7	神戸 礼子	令和●●年●●月●●日
8		

支給額 ①世帯主10万円 ※児童数および金額に訂正が必要な場合は、1円単位で訂正してください。訂正後の人数と訂正後の金額をご記入ください。
②18歳以下の児童 5名×5万円= 25万円 → (訂正後)② 6名×5万円= 30万円

記載内容に相違なく、また本給付金の要件等も確認しました。すべての内容に同意のうえ、受給を希望いたします。 ※自署が困難な方は、代筆可

確認日(記入日) ▲▲▲▲年▲▲月▲▲日
日中に連絡可能な連絡先 (000) 000 - 0000

ここに署名が無いと、給付金は受け取れません!

2 受取方法について

[A] 下記金融機関口座への振込を希望 ※神戸市が口座情報を取得した後に登録・変更された場合は反映出来ておりません。

右記の口座は、公金受取口座※として登録されている、もしくは神戸市が児童手当口座等で指定した口座です。 支給口座 振込口座が確認できません。***** 口座名義 裏面に受取口座と必要事項を記入してください。*****

[B] 確認書に印字されていない児童がいる場合

[B]-1 児童を追記してください。(審査の結果対象外となる場合があります。)

[B]-2 訂正金額入力欄に「訂正後の人数」と「訂正後の金額」をご記入ください。

※扶養していない児童がいた場合は二重線で取り消し、訂正金額入力欄に「訂正後の人数」と「訂正後の金額」をご記入ください。

記入例【裏面】

[B] 表面[A]とは別の金融機関口座への振込を希望(下記に必要な事項を記入)

①金融機関(ゆうちょ銀行を除く)へ振込

金融機関名	支店名	預金種別	金融機関コード	支店コード
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信用 7.信用連 4.信託	●●●● 本支店 ●●●● 本支所 ●●●● 出張所	普通 (当座) 口座番号(右づめ) 口座名義(カタカナ)	0000000000	0000
		0000000000 コウベ ハナコ		

②ゆうちょ銀行へ振込 貯金通帳の見開き上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。

種別	記号(5桁または6桁)	通帳番号(7桁)	番号	口座名義(カタカナ)
普通	1 0		1	

※6桁がある場合は3へ 上記口座名義が、世帯主と異なる場合は3へ 上記口座名義が、世帯主と同じ場合は4へ

[C] 窓口等の受け取りを希望の方は、コールセンター(078-771-7201)にお問い合わせの上でお手続きをお願いします。

3 代理受給を行う場合(世帯主とは異なる口座に振り込む場合のみ、世帯主の方が記入)

下記の者を代理人と認めます。

世帯主氏名(自署)	神戸 太郎
フリガナ	コウベ ハナコ
代理人氏名	神戸 花子
代理人の続柄	妻
代理人の生年月日	0000年 00月 00日
代理人住所	〒000-0000 都 道 府 県 ●●●●●●●●
電話番号	(000) 000 - 0000

※自署が困難な方は、代筆可

代理受給について

神戸市暮らし支援臨時特別給付金の受給権者は世帯主となりますが、世帯主による給付金の受給が困難である場合、世帯主に代わり、給付金の代理受給が可能です。

使用できる本人確認書類について

- 健康保険証 ● 運転免許証 ● 在留カード(外国の方のみ)
- マイナンバーカード(表面:写真のある面のみ) ※裏面のコピーは提出しないでください
- 休日・夜間等受給証 ● 後期高齢者医療被保険者証 ● 介護保険被保険者証 ● パスポート
- 生活保護費支払通知書 ● 住民基本台帳カード

※以下に記載されていない書類をお持ちの方は、WEB(右記二次元コード)で使用可能かご確認ください。



【本人確認書類の詳細はこちらから確認ください】